

特許権	判決年月日	令和2年2月18日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10083号		
○ 発明の名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする特許について、引用発明から容易に想到できたものではないと判断された事例。				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項

(関連する権利番号等) 特許第4912492号

(審決) 無効2018-800054号

判 決 要 旨

1 本件は、被告が有する発明の名称を「二酸化炭素含有粘性組成物」とする発明に係る特許権につき、特許無効審判請求をした原告が、請求不成立とした審決の取消しを求める訴訟である。

原告は、取消事由として、進歩性の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) アルギン酸ナトリウムに置換する動機付けについて

本件発明1は、医薬組成物又は化粧品として使用される二酸化炭素含有粘性組成物に関するものであり、引用発明は、水性粘稠液を主剤とし、その造膜過程において皮膚に刺激を与えて血行を促進すると共に、皮膚表面の汚れを吸着して清浄する皮膚化粧品であるパック剤に関するものであるから、両者は、技術分野において共通する。

しかし、引用発明のポリビニルアルコール及びカルボキシメチルセルロースナトリウムは、パック剤の主剤である造膜性の粘稠液を形成するための成分であり、皮膜形成に寄与するものであるのに対し、アルギン酸ナトリウムは、粘性水性組成物を形成する増粘剤として周知であるとしても、皮膜形成能を有する増粘剤として周知であったことを認めるに足る証拠はない。また、引用例1には、パック剤に適宜配合することができる成分が例示されているが、アルギン酸ナトリウムを用いることは何ら記載されていない。

以上によれば、粘稠液が造膜性のものであることを前提とする引用発明において、ポリビニルアルコール及びカルボキシメチルセルロースナトリウムをアルギン酸ナトリウムに置き換えることを当業者が容易に想到したとはいえない。

(2) 酸を「顆粒(細粒, 粉末)剤」に含ませる点について

引用発明には、使用時の二酸化炭素の発生を遅延させ、持続性を持たせることの動機付けはないから、引用例1に接した当業者は、二酸化炭素を適切に発生させるための徐放化技術として、炭酸塩と酸を1つの固形物に含有させることを想到することはできない。

(3) よって、相違点1に係る構成は容易に想到できたものではないから、取消事由は理由がない。